

「総量削減義務と排出量取引制度」
中小企業等の所有が二分の一
以上であることの確認書
～ 記入要領 ～

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）
東京都地球温暖化対策指針

東京都環境局
2018（平成30）年4月

目次

はじめに	2
1 中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書について	4
2 中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書の記入例	5
3 所有等割合計算書の記入例	7
・エネルギー使用量で判断する場合	9
・所有割合で判断する場合	11
4 義務対象外となる中小企業者についての記入例	13

はじめに

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）では、総量削減義務と排出量取引制度の対象となる事業所を、「指定地球温暖化対策事業所」及び「特定地球温暖化対策事業所」として位置付けています。

また、東京都地球温暖化対策指針において、第2計画期間に総量削減義務対象外となる中小企業等が二分の一以上所有する事業所について「指定相当地球温暖化対策事業所」として位置付け、大規模事業所の所有者としての地球温暖化対策の推進義務や地球温暖化対策計画書の提出・公表等が必要であることを定めています。

既存の指定地球温暖化対策事業所が指定相当地球温暖化対策事業所に該当する場合は、「指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書」に中小企業等が二分の一以上所有することを証する書類（「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」及び別添1「所有等割合計算書」と別添2「義務対象外となる中小企業者について」）を添付して該当年度の9月末日（ただし2015年度に指定相当地球温暖化対策事業所に該当する場合については2016年度9月末日）までに東京都に届け出る必要があります。

また、新たに事業所が指定相当地球温暖化対策事業所に該当した場合は、「指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書」に中小企業等が二分の一以上所有することを証する書類（「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」及び別添1「所有等割合計算書」と別添2「義務対象外となる中小企業者について」）を添付して該当年度の10月末日までに、東京都に提出し確認を受ける必要があります。

指定相当地球温暖化対策事業所に該当する事業所は、その翌年度以降、地球温暖化対策計画書の提出時に都度「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」を添付する必要があります。確認を受けた年度に提出する地球温暖化対策計画書には添付する必要はありません。

なお、この記入要領では、「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」及び別添1「所有等割合計算書」と別添2「義務対象外となる中小企業者について」の作成方

法について説明しますが、マイクロソフトのE X C E Lを利用することを前提として構成しています。E X C E Lファイルは、環境局地球温暖化対策の総量削減義務と排出量取引制度のホームページ内

(http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/substantially_de_sign.html)

で公表いたします。ダウンロードしてご利用ください。

E X C E Lファイルの機能(使い方)は、「特定温室効果ガス排出量算定報告書記入要領」を参考にしてください。

1 中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書について

中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書は、次の場合にそれぞれの提出書類に添付が必要です。

「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」の添付が必要な場合	「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」を添付する書類
(1) 指定地球温暖化対策事業所が指定相当地球温暖化対策事業所に該当する場合	・ 指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書
(2) 新たに指定相当地球温暖化対策事業所に該当した場合（(1)の場合を除く）	・ 指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書
(3) 指定相当地球温暖化対策事業所に指定された翌年度以降	・ 地球温暖化対策計画書

○中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書及びあわせて提出する資料

名 称	部 数	備 考
1. 中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書	1 部	中小企業等の所有が二分の一以上であることを確認する様式です。 この記入要領で説明いたします。
2. 所有等割合計算書	1 部	中小企業等の所有等割合を計算する様式です。 この記入要領で説明いたします。 (本記入要領 P7 以降参照) ※添付する根拠資料 ・ 建物の登記事項証明書原本（表題部と権利部（甲区）の証明があるもの） ・ エネルギー使用量を証する書類
3. 義務対象外となる中小企業者について	各 1 部	所有等割合の要件（事業所全体の二分の一以上）を満たす中小企業者の情報を記入する様式です。 この記入要領で説明いたします。 (本記入要領 P13 以降参照) ※添付する根拠資料 ・ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）（原則発行 3 か月以内のもの） ・ 会社概要、パンフレット等（外部に公表。配布をおこなっているもの） 又、必要に応じて、株主名簿、決算報告書、業務報告書の提出又は提示を求める場合があります。 (本記入要領 P16 その 8) 及び「中小企業等が二分の一以上所有する指定相当地球温暖化対策事業所に関するガイドライン」P12 参照)

「紙」及び「電子データ」両方を提出して頂きます（電子データは1から3まで）。

2 中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書の記入例

※記入例

C

中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書

事業所の名称	新宿〇〇ビル	指定番号	〇〇〇〇	その i
--------	--------	------	------	------

1 所有等割合

二分の一所有の判断根拠	1. エネルギー使用量の割合	計算年度	2017	年度
-------------	----------------	------	------	----

所有者である中小企業等の区分	中小企業等数	所有等割合 ^{※1}	その ii
中小企業者	2	9 / 20	
組合等	0	/	
個人	1	3 / 20	
合計	3	12 / 20	

※1 別添1「所有等割合計算書」で算出した中小企業等のエネルギー使用量又は所有割合を中小企業等の区分ごとに記入すること。なお、既に指定相当地球温暖化対策事業所に指定された事業所のうち所有割合を二分の一所有の判断根拠とし、次の2の前年度提出の確認書からの変更内容がない場合は、前年度に提出した確認書で申告した所有等割合及びその計算年度をそのまま記入してよい。

2 前年度提出の確認書からの変更内容（既に指定相当地球温暖化対策事業所に指定された事業所のみ）

変更点	有無	具体的な内容	その iii
所有者である中小企業等の変更 ^{※1}			
所有者である中小企業等の所有割合の変更 ^{※2}			

※1 前年度提出時に所有が二分の一になるように申告した所有者である中小企業等の変更がある場合は「有」とし、別添1「所有等割合計算書」及びその添付資料を本確認書に添付すること。また所有者である中小企業等が追加される場合等には当該中小企業等についての別添2「義務対象外となる中小企業者について」及びその添付資料も添付すること。

※2 前年度提出時に所有が二分の一になるように申告した所有者である中小企業等の所有割合に変更がある場合は「有」とし、別添1「所有等割合計算書」及びその添付資料を本確認書に添付する。

3 添付する書類

別添1「所有等割合計算書」	△別紙 (1)	その iv
別添2「義務対象外となる中小企業者について」	△別紙 (2)	
	△別紙 () のとおり	
	△別紙 () のとおり	
	△別紙 () のとおり	

※ △印の欄には、添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。

※ 本確認書を初めて提出する場合、及び2の前年度に提出した確認書からの変更内容が有る場合には必ず別添1を1部と別添2を必要部数添付すること。

※ 本確認書を2回目以降に提出する場合で、「エネルギー使用量の割合」を二分の一以上所有の判断根拠とする場合は、2の前年度に提出した確認書からの変更内容の有無に関わらず2回目以降も別添1を必ず添付すること。

※ 本確認書を2回目以降に提出する場合で、「所有割合」を二分の一以上所有の判断根拠とし、かつ2の前年度に提出した確認書からの変更が無い場合は、別添1と別添2の添付は不要とする。

その i : 事業所の名称、指定番号

「事業所の名称」

事業所の名称を記入してください。

「指定番号」

指定番号を記入してください。新たに該当する事業所が提出する場合は空欄としてください。

その ii : 二分の一所有の判断根拠、計算年度、所有者である中小企業等の区分毎の中小企業等数、所有等割合

「二分の一所有の判断根拠」

別添 1「所有等割合計算書」に記載した、中小企業等が二分の一以上を所有する判断根拠をプルダウンで「1. エネルギー使用量の割合」又は「2. 所有割合」から選択してください。

「計算年度」

別添 1「所有等割合計算書」に記載した、所有等割合を計算する年度を記入してください。原則として提出年度の前年度になります。

「中小企業等数」

別添 1「所有等割合計算書」に記載した、所有者である中小企業等の数を中小企業者・組合等・個人の区分ごとに記入してください。

「所有等割合」

別添 1「所有等割合計算書」で算出したエネルギー使用量又は所有割合を中小企業等の区分毎に小計して記入してください。なお指定相当地球温暖化対策事業所に指定された事業所が、その翌年度以降に地球温暖化対策計画書に添付して本確認書を提出する場合で、二分の一以上所有の判断根拠を「所有割合」とし、かつ前年度に提出した確認書から変更内容がない場合は前年度に提出した確認書で申告した所有等割合及びその計算年度をそのまま記入しても構いません。

その iii : 前年度に提出した確認書からの変更内容（既に指定相当地球温暖化対策事業所に指定された事業所のみ）

本項目は、初めて本確認書を提出する場合は記入不要です。

本確認書では、中小企業等が二分の一以上を所有することを証するために、別添 1「所有等割合計算書」と別添 2「義務対象外となる中小企業者について」の添付が必要となります。しかし、既に指定相当地球温暖化対策事業所に指定された事業所で、二分の一以上所有の判断根拠を「所有割合」とし、翌年度以降に本確認書を提出する場合に、所有者である中小企業等に変更が無い場合は、別添 1 と別添 2 の添付を省略することができます。

なお、二分の一以上所有の判断根拠を「エネルギー使用量の割合」とする場合は、毎回前年度のエネルギー使用量の割合を算出し、別添 1「所有等割合計算書」の添付が必要となります。この場合も所有者である中小企業等に変更が無い場合は、別添 2 の添付を省略することができます。

ここで、所有者である中小企業等とは、別添 1「所有等割合計算書」において、所有が二分の一になるように申告した所有者である中小企業等のみを指します。

「所有者である中小企業等の変更」

所有者である中小企業等の変更があった場合には、プルダウンで「有」を選択した上で、あわせて具体的な内容を記入してください。所有者変更による増加又は減少や、従業員数や資本関係の変更により中小企業等の要件を満たさなくなった場合等が該当します。本項目を「有」とした場合は、別添 1「所有等割合計算書」を添付する必要があります。また所有者である中小企業等が追加される場合には当該中小企業等についての別添 2「義務対象外となる中小企業者について」の添付も必要です。

「所有者である中小企業等の所有割合の変更」

所有者である中小企業等の所有割合の変更があった場合には、プルダウンで「有」を選択した上で、併せて具体的な内容を記入してください。所有割合の変更があった場合は、所有等割合が変更になっている可能性があるため、別添 1「所有等割合計算書」を添付する必要があります。

その iv : 添付する書類

本確認書を初めて提出する場合には、別添 1「所有等割合計算書」と別添 2「義務対象外となる中小企業者について」の添付が必要です。2回目以降の提出時には、その iii のとおり、添付が必要かどうかを判断してください。

3 所有等割合計算書の記入例

※1 頁目 義務対象外となる中小企業等及びその割合

【別添1】

※記入例

C

所有等割合計算書

そのv

事業所の名称	新宿〇〇ビル	指 定 番 号	〇〇〇〇
二分の一所有の判断根拠	1. エネルギー使用量の割合	計 算 年 度	2017 年度

1 所有等割合

No	所有者である中小企業等の名称	区分	エネルギー使用量 又は所有割合 (年間)	年度途中の持分 変更(所有割合 の場合)
1	株式会社 東京〇〇	中小企業者	5 / 20	無
2	株式会社 〇〇商事	中小企業者	4 / 20	有
3	個人〇名	個人	3 / 20	無
4			/	
5			/	
6			/	
7			/	
8			/	
9			/	
10			/	
11			/	
12			/	
13			/	
14			/	
15			/	
合計			12 / 20	

そのvi

※ 列が不足する場合は、必要に応じて追加すること。

※ 義務対象外となる中小企業等の割合が1/2以上となるように作成すること。個人所有者が複数いる場合は「個人〇名」等とまとめてもよい。

そのv：事業所の名称、指定番号、二分の一所有の判断根拠、計算年度

「事業所の名称」

事業所の名称を記入してください。

「指定番号」

指定番号を記入してください。新たに該当する事業所が提出する場合は空欄としてください。

「二分の一所有の判断根拠」

中小企業等が二分の一以上を所有する判断根拠をプルダウンで「1. エネルギー使用量の割合」又は「2. 所有割合」から選択してください。

「計算年度」

所有等割合を計算する年度を記入してください。原則として提出年度の前年度になります。

そのvi：所有者である中小企業等の名称、区分、エネルギー使用量又は所有割合（年間）、年度途中の持分変更（所有割合の場合）、合計

「所有者である中小企業等の名称」

事業所の所有者である中小企業等の名称を記入してください。

本様式は中小企業等が二分の一以上を所有することを証すればよいため、必ずしも所有者である中小企業等を全員を記入する必要はありません。個人所有者が複数いる場合は、「個人〇名」とまとめて記載することも可能です。

「区分」

所有者である中小企業等について、プルダウンで「中小企業者」、「組合等」、「個人」から選択してください。

「エネルギー使用量又は所有割合（年間）」

所有者である中小企業等について、「二分の一所有の判断根拠」で「1. エネルギー使用量の割合」を選択した場合はエネルギー使用量割合を、「2. 所有割合」を選択した場合は所有割合を分数で記入してください。なお計算方法については次の「2 エネルギー使用量又は所有割合の計算方法」に記入していただきます。

「年度途中の持分変更（所有割合の場合）」

所有者である中小企業等について、計算年度の途中で持分変更があった場合にはプルダウンで「有」を選択してください。持分変更があった場合には所有割合を所有期間で案分する必要があります。なおエネルギー使用量の割合で判断する場合は選択不要です。

「合計」

「エネルギー使用量又は所有割合（年間）」の合計値を記入してください。指定相当地球温暖化対策事業所となるためにはこの合計値が二分の一以上になる必要があります。

※エネルギー使用量で判断する場合（2頁目以降）

【別添1】

※記入例

2 エネルギー使用量又は所有割合の計算方法

事業所全体及び共用部のエネルギー使用量
共用部のエネルギー使用量は電気のみであり、事業所内の特定計量器で計量している。電気の計量器の位置と配電図は別紙のとおりである。

共用部のエネルギー使用量 2,000kl
事業所全体のエネルギー使用量 20,000kl

No1 株式会社 東京〇〇のエネルギー使用割合

株式会社 東京〇〇は A 棟を 1 棟所有している（登記事項証明書のとおり）
エネルギー使用量は電気と熱であり、それぞれ事業所内の特定計量器で計量している。電気と熱の計量器の位置と配電図、配管図は別紙のとおりである。原油換算エネルギーについては別紙エネルギー計算シートのとおりである。

株式会社 東京〇〇の専用部エネルギー使用量 4,500kl

株式会社 東京〇〇の専用部持分比率 1/4 であるため、

株式会社 東京〇〇の共用部エネルギー使用量 500kl

したがって、株式会社 東京〇〇のエネルギー使用割合は、 $(4,500kl+500kl) / 20,000kl=5/20$

No2 株式会社 〇〇商事のエネルギー使用割合

株式会社 〇〇商事は B 棟の 1 階～10 階を所有している（登記事項証明書のとおり）

エネルギー使用量は電気と熱及び都市ガスであり、それぞれ事業所内の特定計量器で計量している。電気と熱及び都市ガスの計量器の位置と配電図、配管図は別紙のとおりである。原油換算エネルギーについては別紙エネルギー計算シートのとおりである。

株式会社 〇〇商事の専用部エネルギー使用量 3,600kl

株式会社 〇〇商事の専用部持分比率 1/5 であるため、

株式会社 〇〇商事の共用部エネルギー使用量 400kl

したがって、株式会社 〇〇商事のエネルギー使用割合は、 $(3,600kl+400kl) / 20,000kl=4/20$

No3 個人〇名のエネルギー使用割合

個人〇名は B 棟の 11 階～13 階を所有している（登記事項証明書のとおり）

エネルギー使用量は電気と熱及び都市ガスであり、それぞれ事業所内の特定計量器で計量している。電気と熱及び都市ガスの計量器の位置と配電図、配管図は別紙のとおりである。原油換算エネルギーについては別紙エネルギー計算シートのとおりである。

個人〇名の専用部エネルギー使用量 2,600kl

個人〇名の専用部持分比率 1/5 であるため、

個人〇名の共用部エネルギー使用量 400kl

したがって、個人〇名のエネルギー使用割合は、 $(2,600kl+400kl) / 20,000kl=3/20$

そのvii

- ※ 義務対象外となる中小企業等が年度を通じて単独所有する場合は記載不要
- ※ 共用部分のエネルギー使用量又は所有割合を案分した計算も記入すること。
- ※ 所有割合で判断する場合で、計算年度途中の持分変更があった者については、所有割合を所有期間で案分した計算も記入すること。

3 添付する書類

建物の登記事項証明書（表題部と権利部（甲区）の証明のあるもの） 原本	△別紙（登記事項証明書）のとおり
電力量計及び配電図	△別紙（ 1 ）
熱量計及び配管図	△別紙（ 2 ）のとおり
ガスメーター及び配管図	△別紙（ 3 ）のとおり
エネルギー計算シート	△別紙（ 4 ）のとおり

- ※ △印の欄には、添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
- ※ 建物の登記事項証明書は原則、中小企業等の所有が1/2以上であることを確認できる範囲で添付すること。
- ※ 複数所有の場合は2の計算で用いた各中小企業等のエネルギー使用量や所有割合を証する書類を添付すること。所有割合については登記事項証明書で証明できれば別途証する書類の添付は不要。
- ※ この様式で申告した中小企業等のうち、中小企業者については、それぞれ別添2「義務対象外となる中小企業者について」を併せて作成し「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」に添付すること。ただし所有者である中小企業者が複数いる場合は、別添2は所有等割合が合計で1/2以上となるように作成し、それを超える中小企業者の分については添付を省略することができる。

※エネルギー使用量で判断する場合（2頁目以降）

そのvii：エネルギー使用量の割合の計算方法

（そのvi）で記入した所有者である中小企業等のエネルギー使用量の割合の計算方法を記入する欄です。計算方法は次の点に留意して記入してください。

- 計算に用いるエネルギー使用量は特定計量器で計測されている必要があります。
- 原油換算エネルギーで割合を計算するため、計算対象のエネルギー使用量を原油換算にしてください。
- 所有者である中小企業等ごとに、専有部を具体的に説明した上で、使用エネルギーの種別、特定計量器の種別を記入してください。また、それらを図示した図面名を明記してください。
- 共用部のエネルギー使用量を別途把握して、専有部と同様に記入してください。
- 共用部のエネルギー使用量は、所有者である中小企業等の専有部持分比率に応じて案分し、各専有部のエネルギー使用量に加算してください。

そのviii：添付する資料

所有者を確認するため建物の登記事項証明書（表題部と権利部（甲区）の証明があるもの）原本は必ず添付してください。

その他、（そのvii）に記入いただいたエネルギー使用量の割合の計算方法の根拠資料を添付してください。例えば以下のようなものが根拠資料となります。

- 電力量計及び配電図（電力量計の位置及び供給先を示す図面）
- 流量計及び配管図（流量計の位置及び熱の供給先を示す図面）
- ガスメーター及び配管図（ガスメーターの位置及び供給先を示す図面）
- エネルギー換算シート（各エネルギー使用量を原油換算したもの）
- 特定計量器が有効期限内であることを示す資料
- 購買伝票（ある場合のみ。自社計測の場合はその記録資料等）

また（そのvi）で記入した所有者である中小企業等が中小企業者である場合は、それぞれ別添2「義務対象外となる中小企業者について」を「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」に添付してください。

※所有割合で判断する場合（2頁目以降）

【別添1】

※記入例

2 エネルギー使用量又は所有割合の計算方法

No1 株式会社 東京〇〇の専有部所有割合

株式会社 東京〇〇の所有割合は年度途中の変更はなく、登記事項証明書のとおりである。

株式会社 東京〇〇の専有部所有割合 $5,000\text{m}^2 / 20,000\text{m}^2 \times 12 \text{ か月} / 12 \text{ か月} = 5 / 20$

そのix

No2 株式会社 〇〇商事の専有部所有割合

株式会社 〇〇商事は登記事項証明書のとおり平成 29 年 10 月 1 日より専有部を所有しているため、所有期間で按分する。

株式会社 〇〇商事の専有部所有割合 $8,000\text{m}^2 / 20,000\text{m}^2 \times 6 \text{ か月} / 12 \text{ か月} = 4 / 20$

No3 個人〇名の専有部所有割合

個人〇名の所有割合は年度途中の変更はなく、登記事項証明書のとおりである。

個人〇名の専有部所有割合 $3,000\text{m}^2 / 20,000\text{m}^2 \times 12 \text{ か月} / 12 \text{ か月} = 3 / 20$

共用部 $2,000\text{m}^2$ の所有割合は管理規約に基づき専有部所有割合で按分するため、比率に変更はない。

- ※ 義務対象外となる中小企業等が年度を通じて単独所有する場合は記載不要
- ※ 共用部分のエネルギー使用量又は所有割合を案分した計算も記入すること。
- ※ 所有割合で判断する場合で、計算年度途中の持分変更があった者については、所有割合を所有期間で案分した計算も記入すること。

3 添付する書類

建物の登記事項証明書（表題部と権利部（甲区）の証明のあるもの） 原本	△別紙（登記事項証明書）	そのx
	△別紙（ ）のとおり	
	△別紙（ ）のとおり	
	△別紙（ ）のとおり	
	△別紙（ ）のとおり	

- ※ △印の欄には、添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
- ※ 建物の登記事項証明書は原則、中小企業等の所有が1/2以上であることを確認できる範囲で添付すること。
- ※ 複数所有の場合は2の計算で用いた各中小企業等のエネルギー使用量や所有割合を証する書類を添付すること。所有割合については登記事項証明書で証明できれば別途証する書類の添付は不要。
- ※ この様式で申告した中小企業等のうち、中小企業者については、それぞれ別添2「義務対象外となる中小企業者について」を併せて作成し「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」に添付すること。ただし所有者である中小企業者が複数いる場合は、別添2は所有等割合が合計で1/2以上となるように作成し、それを超える中小企業者の分については添付を省略することができる。

※所有割合で判断する場合（2頁目以降）

そのix：所有割合の計算方法

（そのvi）で記入した所有者である中小企業等の所有割合の計算方法を記入する欄です。計算方法は次の点に留意して記入してください。

- ・ 計算年度途中で持分比率の変更がある場合は、所有期間で案分して割合を求めてください。
- ・ 共用部の所有面積は、所有者である中小企業等の専有部持分比率に応じて案分し、各専有部面積に加算してください。ただし、管理規約で共用部の所有割合が定められている場合にはその比率を用いても結構です。

<イメージ>（所有面積の割合で判断する例）



左例の場合、当該年度の中小企業等の建物所有割合が1/2以上と判断される。

そのx：添付する資料

所有者を確認するため建物の登記事項証明書（表題部と権利部（甲区）の証明があるもの）原本は必ず添付してください。

また（そのvi）で記入した所有者である中小企業等が中小企業者である場合は、それぞれ別添2「義務対象外となる中小企業者について」を「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」に添付してください。

4 義務対象外となる中小企業者についての記入例

その1

【別添2】

※記入例

No 1 ※1

C

義務対象外となる中小企業者について

1 義務対象外となる中小企業者に関する情報

企業名（商号）	株式会社 東京〇〇		その2
会社設立の年月日	昭和	〇年 〇月 〇日	
発行済株式の総数	〇〇〇〇	株	その3
資本金の額（出資金）	〇〇〇〇	千円	
役員数	全体	5	人
	うち大企業等の役員又は職員※2	1	人
役員名	1	代表取締役社長 大江戸 太郎	11
	2	専務取締役副社長 大江戸 次郎	12
	3	取締役 大江戸 三郎	13
	4	取締役 大江戸 華子	14
	5	監査役 大江戸 花子	15
	6		16
	7		17
	8		18
	9		19
	10		20
代表者名	代表取締役社長 大江戸 太郎		
日本標準産業分類による業種※3	大分類	不動産業	その4
	中分類	不動産賃貸業・管理業	
	小分類	不動産賃貸業	
中小企業基本法による中小企業者の業種分類	業種分類	1.製造業、建設業、運輸業その他の業種 (不動産業)	その5
従業員数	90 人（役員は除く）		その6

※1 所有等割合計算書に記載した番号を記載すること。所有等割合計算書に記載していない中小企業についてはこの様式の作成の必要はない。

※2 中小企業(特定中小企業を除く)以外の法人(国等を含む)の役員又は職員が役員を兼務している場合はその数を記載すること。

※3 業種は、売上高が最も大きな業種について、日本標準産業分類第10回改訂版に基づき記載すること。

<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangvo/5index.htm> (第10回改訂)

その1：No.（所有等割合計算書に記入した所有者である中小企業等のNo.）

所有等割合計算書に記入した所有者である中小企業等のNo.を記入してください。各ページに表示されます。なお、本様式は中小企業者ごとに1部を提出してください。個人やその他団体については不要です。

その2：企業名、会社設立の年月日

中小企業者の情報を記入してください。

その3：発行済株式の総数、資本金の額、役員数、役員名、代表者名

「発行済株式の総数」

中小企業者の発行済株式総数を記入してください。

「資本金の額（出資金）」

中小企業者の資本金の額（出資金）を記入してください。

「役員数」

中小企業者の役員数を記入してください。このうち、大企業や特定中小企業、地方公共団体等の団体の役員又は職員などがこれを兼務している場合はその人数を記入ください。

「役員名」「代表者名」

それぞれの肩書き及び氏名を記入してください。

その4：日本標準産業分類による業種

売上高が最も大きな業種について、日本標準産業分類第10回改訂版に基づき記載してください。日本標準産業分類は現在第13回改訂が施行されています。分類及び対応関係については総務省のホームページを参照ください。

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/5index.htm

その5：中小企業基本法による中小企業者の業種分類

中小企業基本法による中小企業者の業種分類に該当するものに○をつけてください。

その6：従業員数

中小企業者の年度末時点の従業員数を記入してください。従業員基準の考え方は、「解雇の予告を必要とする者」を従業員とします。このため、パート労働者であっても正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱います。

労働基準法第20条の「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」を参考ください。

※記入例

2 削減義務対象外とならない中小企業者に関する条件の確認

中小企業であっても、次の項目の一つでも該当する場合は削減義務の対象外となる中小企業ではありません。全ての項目について該当有無のいずれかにチェックをしてください。

その7

該当有無	削減義務対象外にならない条件	確認内容・方法
該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input checked="" type="checkbox"/>	1 大企業（中小企業者以外の会社）を子会社に持つ（特定中小企業である）	子会社や孫会社の中に大企業に該当するものがあるかどうかについて、事業報告書等により確認する。
該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input checked="" type="checkbox"/>	2 一の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、発行済株式の総数又は出資価額の総額の二分の一以上を所有している	株式総数又は出資価額の総額の1/2以上を所有する大企業（その役員を含む。）又は特定中小企業（その役員を含む。）の有無について、株主名簿や事業報告書等により確認する。
該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input checked="" type="checkbox"/>	3 複数の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、発行済株式の総数又は出資価額の総額の三分の二以上を所有している	株式を保有する又は出資する大企業、特定中小企業（その役員を含む。）が複数存在する場合、その合計が株式の総数又は出資価額の総額の2/3以上となることはないか、株主名簿や事業報告書等により確認する。
該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input checked="" type="checkbox"/>	4 一の大企業又は特定中小企業の役員又は職員が、役員総数の二分の一以上を兼務している	大企業、特定中小企業の役員、職員を兼務する役員が役員総数の1/2以上であることはないか、社内で保有する役員履歴や役員選任時の株主総会の議事録・資料等により確認する。
該当有 <input type="checkbox"/> 該当無 <input checked="" type="checkbox"/>	5 2から4までに該当する中小企業、国や地方公共団体、会社法以外の法律により設立された法人（医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社等）などが経営を実質的に支配している	1から4までに該当する中小企業、国や地方公共団体、その他会社法以外の法律により設立された法人（医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社等）などが、次の状態となっていないか株主名簿や事業報告書等により確認する。 ・単独で発行済株式の総数又は出資価額の総額の1/2以上を所有している。 ・複数で株式の総数又は出資価額の総額の2/3以上を所有している。 ・役員総数の1/2以上がこれらの団体のうちの1つの役員・職員などの構成員となっている。

3 添付する書類

登記事項証明書（商業登記簿謄本）	△別紙（ ）の	その8
会社概要・パンフレット等	△別紙（ ）の	
その他（必要に応じて）従業員数の確認書類	△別紙（ ）のとおり	
	△別紙（ ）のとおり	
	△別紙（ ）のとおり	
	△別紙（ ）のとおり	
	△別紙（ ）のとおり	

- ※ △印の欄には、添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
- ※ 従業員数は会社概要やパンフレット等で確認できればよい。それらの資料で確認できない場合は必要に応じて従業員数について公的機関に申告した書類等を確認資料として添付すること。ただし、「資本金」の要件により中小企業者であることを満たす場合には従業員数の確認書類は不要である。
- ※ 上記書類の他、決算報告書や事業報告書、株主総会の資料等について、必要に応じて東京都から提出を求める場合がある。

その7：削減義務対象外とならない中小企業者に関する条件の確認

中小企業者であっても削減義務の対象外とはならない条件に該当していないかどうか、「確認内容・方法」にある確認方法を参考に確認していただき、条件に該当していない場合は「該当無」の欄にチェックを入れてください。

一つでも「該当有」がある場合は削減義務の対象外とはなりませんので、ご注意ください。

その8：添付する書類

「登記事項証明書（商業登記簿謄本）」

該当する中小企業者について発行から3か月以内のものを添付してください。

「会社概要・パンフレット等」

該当する中小企業者の概要やパンフレット資料を添付してください。

「その他（必要に応じて）従業員数の確認書類」

会社概要やパンフレット等でその6で申告した従業員数について確認できない場合に、確認できる資料を添付してください。

なお、「資本金」の要件により中小企業者である要件を満たす場合は不要です。

中小企業の要件の確認において、必要に応じて東京都から次の書類等の提出を求める場合がありますので、別添2作成の際はあらかじめご参照いただくことをお願いいたします。

「決算報告書」

該当する中小企業者の決算報告書（最新のもの）を提出してください。

「事業報告書」

該当する中小企業者の事業報告書（最新のもの）を提出してください。

「株主名簿」

該当する中小企業者の株主名簿（最新のもの）（会社法に基づき作成したもの）を提出してください。

「株主総会資料」「議事録」等

該当する中小企業者の役員の略歴（他の法人役員又は職員の兼務の情報を含む。）が分かる選任時の株主総会資料や議事録を提出してください。

【参考】中小企業基本法上の中小企業者

中小企業者とは、業種分類ごとに資本金・従業員数のいずれかが下表の数値以下である事業を営む会社及び個人である。

業種分類	資本金又は出資総額	常時使用従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

本制度において当該企業が中小企業者であるかどうかについては、算定年度の年度末（3月31日現在）で判断する。

お問合せ先

総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口

〒163-8001

新宿区西新宿 2-8-1 第二本庁舎 20 階南側

TEL : 03-5388-3438

FAX : 03-5388-1380

E-Mail : ondanka31@ml.metro.tokyo.jp